（別紙様式１）

　　　　　　　　　　 宿　　舎　　貸　　与　　申　　請　　書

　宇都宮大学長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　現住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属部課名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　役　　　職

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾌﾘｶﾞﾅ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名

　宿舎の貸与を受けたいので申請します。なお、下欄記載の同居者についても、併せて

申請します。宿舎の使用については、大学法人の規定及び指示に反しないことを確約し

ます。

１　申請の理由

２　自宅保有の有無

|  |
| --- |
|  自宅（１戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住居）を　　　保有している　　　保有していない |
|  （以下該当者が記載） 自宅の所在地 宿舎貸与の必要性が失われない理由 |

３　同居者

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 年齢 | 性別 | 本人との続柄 | 職業(学年) | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　＊この申請書は、宿舎貸与の資格の確認及び宿舎の維持管理のためのものであり、記入頂い　　　　た個人情報については目的以外に使用いたしません。

　　　　　　　　　　　 宿　　舎　　貸　　与　　承　　認　　書

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宇都宮大学長

　上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また、上記同居者についても

併せて承認します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

１　宿舎

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  種　類 |  構　造 | 　　　 所　　　　在　　　　地 | 　　戸　　　番 |
|  有　料 |  |  | 　　　　　　 号 |
|  専　用　面　積 |  宿舎使用料月額 | 　 入　　居　　日 | 　　　備　　　　 考 |
| 　　　　　 ㎡ | 　　　　 円 | 　　年 　月 　日 |  裏面２の貸与の条件参照 |

　　（注）宿舎使用料月額には、自動車の保管場所に係るものを含まない。

２　宿舎貸与の条件

（１）被貸与者（宿舎の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意を

　　もって宿舎の使用をしなければならない。

（２）被貸与者は、宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の

　　用に供し、又は承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。

（３）被貸与者は、その責に帰すべき事由により宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したとき

　　は、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

　　　ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくもの

　　である場合には、この限りでない。

（４）天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により無料宿舎又は有

　　料宿舎が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、

　　その修繕に要する費用は被貸与者が負担しなければならない。

（５）宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することになった場合には、その該当す

　　ることとなった日から２０日以内に宿舎を明け渡さなければならない。

　　　イ　職員でなくなったとき。

　　　ロ　死亡したとき。

　　　ハ　転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により、宿舎に居

　　　　住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

　　　ニ　宿舎について大学法人の事務又は事業の運営の必要に基づき、先順位者が生じた

　　　　ため明渡しを請求されたとき。

　　　ホ　宿舎の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

（６）宿舎貸与の承認を受けた者は、１の入居日から１０日以内に宿舎に入居しなければな

　　らない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。

（７）被貸与者が宿舎を明け渡す場合には、明け渡す日の５日前までに明け渡す日を届け出

　　るとともに、宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得

　　ないときは、この限りでない。

（８）被貸与者は、申請書記載事項のうち、２（自宅保有の有無）について変更が生じた場

　　合には、速やかに宿舎担当者へ届け出なければならない。

（９）被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居

　　させようとするときは、すみやかに宿舎担当者へ届出を行い、維持管理機関の承認を得

　　なければならない。

（10）宿舎の維持管理の必要に基づき、大学法人において宿舎の内外を調査するときは、被

　　貸与者は正当な事由なくこれを拒んではならない。

（11）鉄筋及びブロックでは犬、猫、鶏等は飼育してはならない。

（12）上記のほか、被貸与者は、宿舎の使用についての指示に反してはならない。